

公 告

広島県税規則第 52 条の 2 第 3 項の規定により、次の軽油引取税に係る免税証は無効であることを公告します。

令和 8 年 10 月 19 日

広島県西部県税事務所長
(廿 日 市 分 室)

免税軽油使用者証番号	広廿第 43264 号
業 種	漁船以外の船舶
免 税 証 の 種 類	100 L 券
記号番号及び枚数	056004867 1 枚
有 効 期 間	令和 8 年 7 月 28 日から 令和 9 年 3 月 31 日まで